

指定障害福祉サービス事業者の指定権限 の移譲等について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課・障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者の指定権限の移譲等について

【現状と課題】

- 令和元年の地方分権改革に関する提案において、以下の問題意識から、指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び業務管理体制の整備に関する事務・権限を、都道府県知事から市町村長へ移譲するよう要望があった。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定権限は都道府県知事（※）が有しており、事業所が設置される市町村はどのような事業所が開設されるか分からない中で、障害福祉サービスの給付費の支払いを行っている。
 - （※） なお、指定都市及び中核市については、指定障害福祉サービス事業者の指定権限が移譲されている。
 - ・ また、事業所が不正を行った場合、行政処分は都道府県が行い、その処分に伴う返還金の請求事務は市町村で行うこととなっている。
 - ・ 上記のように、市町村が事業者の指定から監査、行政処分等を一貫して行えないため、市町村が主体的に事業者を管理することができない。
- これについては、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）において、当該権限を市区町村に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得ることとされた。

参考：令和元年 地方自治体からの提案内容（大府市）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び全ての事業所が1つの市町村の区域に所在する場合の業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県知事から市町村長へ移譲する。

令和元年 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（令和元年12月23日閣議決定）

指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る事務・権限及び指定障害福祉サービス事業者（全ての事業所が一の市区町村の区域内にあるものに限る。）による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（36条、51条の2、51条の3、51条の4等）に係る事務・権限については、当該権限を市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲することの必要性等について、地方公共団体に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、令和2年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

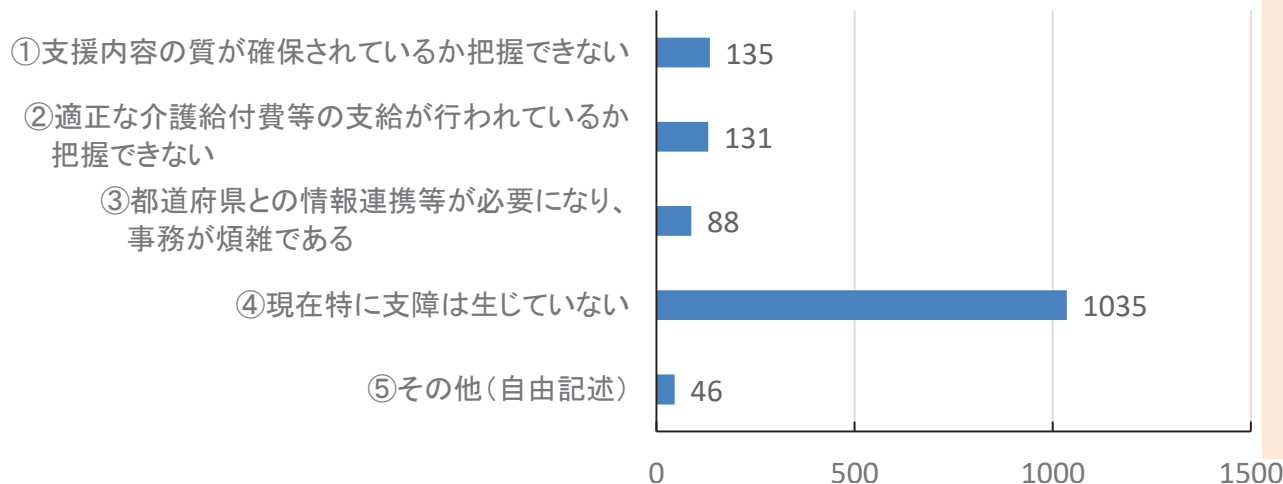
指定権限等の移譲に関するアンケート調査結果

【アンケート調査の実施について】

- 検討に先立ち、都道府県、中核市及び市区町村（中核市を除く）に対して以下の事務・権限の移譲についてアンケート調査を実施。
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定等に関する事務
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2に規定する業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する事務
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3及び第51条の4に規定する業務管理体制の整備等に係る質問等に関する事務
 - ・ 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務
 - ・ 児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27及び第21条の5の28に規定する業務管理体制の整備等に係る質問等に関する事務
- 回答のあった1341市区町村のうち、条例による事務処理特例制度（※）によって指定権限等の移譲を受けているのは41自治体、権限移譲を受けていないのは1300自治体。
 - ※ 地方自治法第252条の17の2に基づいて、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めるところにより、市町村が処理することとすることができる制度のこと。
- 中核市に対しては、法令改正によって平成31年4月1日から指定権限等の移譲が行われており、中核市のうち51自治体から回答があった。

＜権限移譲されていない市区町村①＞

1) 現在、事務に生じている支障（※複数回答、N=1300）

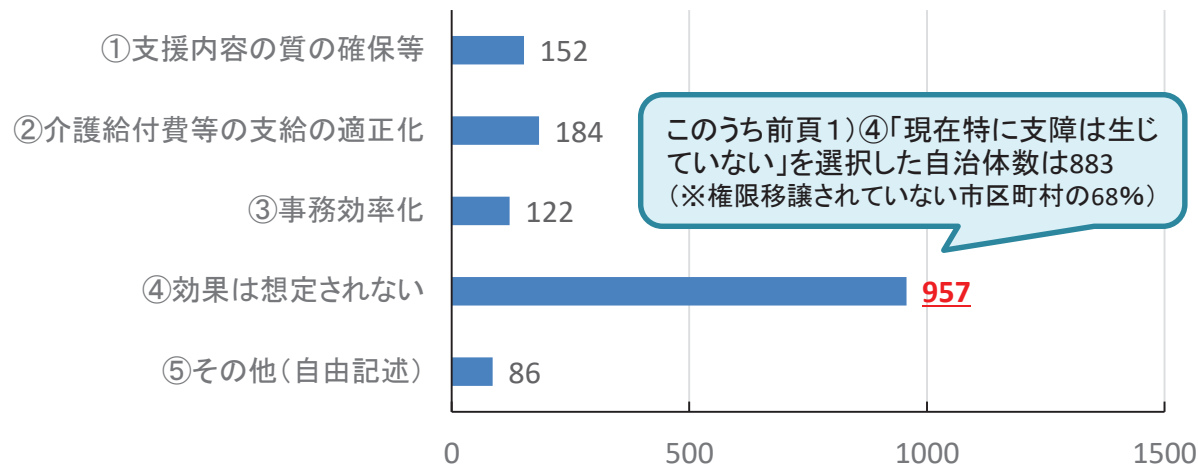


【⑤その他（自由記述）での意見】

- ・ 事業所の定員や事業内容の変更等がある場合、市町村が届け出先になっていないので、情報の把握に遅れが生じ給付費の予算確保に支障をきたす場合がある。
- ・ 住民の方が必要としている福祉サービスの整備が整いにくく、社会資源が不足している一方で、特定のサービスが飽和状態である。

指定権限等の移譲に関するアンケート調査結果 <権限移譲されていない市区町村②>

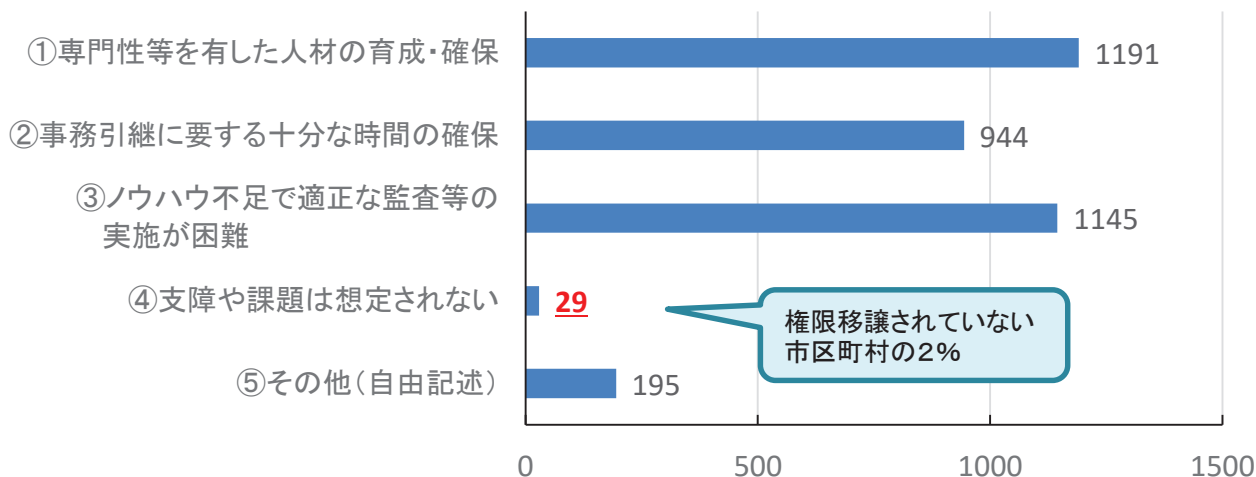
2) 権限移譲で期待される効果 (※複数回答、N=1300)



【⑤その他(自由記述)での意見】

- ・各事業所の状況把握が容易になり、より迅速かつ正確な指定等を行うことができる。また、事業所の適正なサービスの提供等を確保することができる。
- ・事業所の指定等の権限と給付費の支払いの責任が一体となり、主体的に事業所を管理できる。
- ・事業所にとっては、所在地で登録の届出等に係る事務手続きが可能になり、手間が少なくなる。

3) 権限移譲の際に想定される支障や課題 (※複数回答、N=1300)



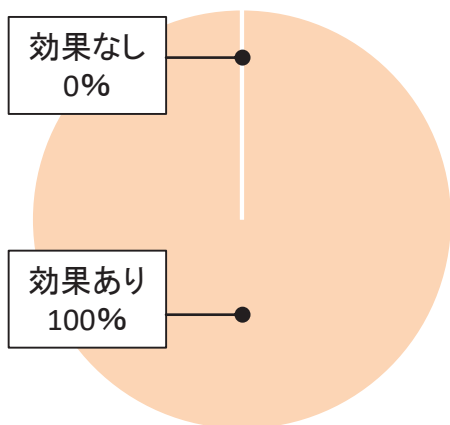
【⑤その他(自由記述)での意見】

- ・(規模の小さい市区町村の場合、)指定等を行う機会が少ないため、専門性やノウハウを蓄積することができず、サービスの質の低下を招く。
- ・市区町村を横断した統一的な判断が困難。
- ・他の市区町村との情報連携が必要となり、結局事務が煩雑となる。

指定権限等の移譲に関するアンケート調査結果 ＜中核市＞

○ 権限移譲によって生じた効果の有無

※複数回答、N=50



- 権限移譲によって一定の効果があった
- 権限移譲による効果はなかった

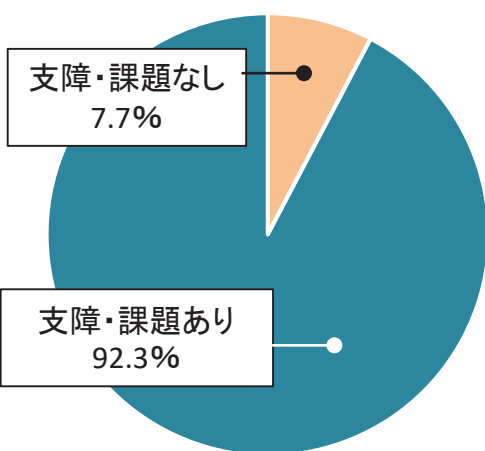
※「一定の効果があった」には、
①支援内容の質の確保
②介護給付費等の支給の適正化
③事務の効率化
④その他(自由記述)
のいずれかを選択した中核市を分類している

【④その他(自由記述)での意見】

- ・ 障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設を運営している事業者にとって、(所在市区町村に対する)相談などが行いやすくなった。
- ・ 給付費等の担当部署と指定等の事務の担当部署の実施主体が同じ市であるため、情報交換を密に行い、連携して指導・助言を行えるようになった。
- ・ 施設・事業所の状況を市で把握できるようになったため、地域の実情に合わせた施策が可能となった。

○ 権限移譲によって生じた支障や課題の有無

※複数回答、N=50



- 権限移譲による支障や課題はなかった
- 権限移譲による支障や課題が生じた

※「支障や課題が生じた」には、
①事務量増加
②人材の育成・確保困難
③移譲後の体制の不機能
④その他(自由記述)
のいずれかを選択した中核市を分類している

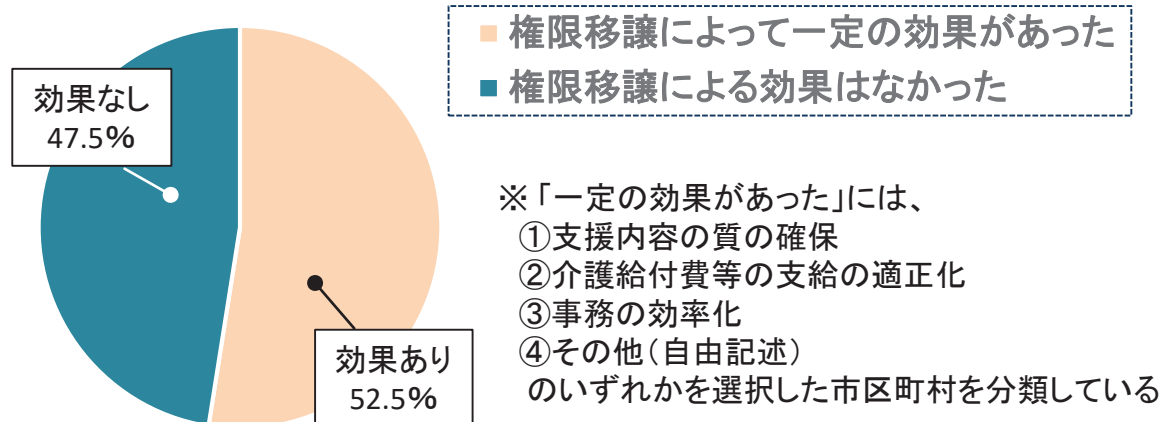
【④その他(自由記述)での意見】

- ・ 県や近隣市との基準の取扱いや解釈が異なることがあり、対応に苦慮することがある。
- ・ 事務量が増加し、苦慮している。
- ・ 業務に精通した職員がおらず、専門職の確保も難しい。
- ・ 他自治体所管の事業所にまたがる不正が疑われる場合に、情報が得にくく、対応に苦慮することがある。
- ・ 事業所の支援職員が自治体の区域をまたいで兼務する場合や、利用者が他市町村の住民である場合も多く、中核市だけで確認しきれない情報がある。

指定権限等の移譲に関するアンケート調査結果 <事務処理特例制度により権限移譲された市区町村>

○ 権限移譲によって生じた効果の有無

※複数回答、N=41

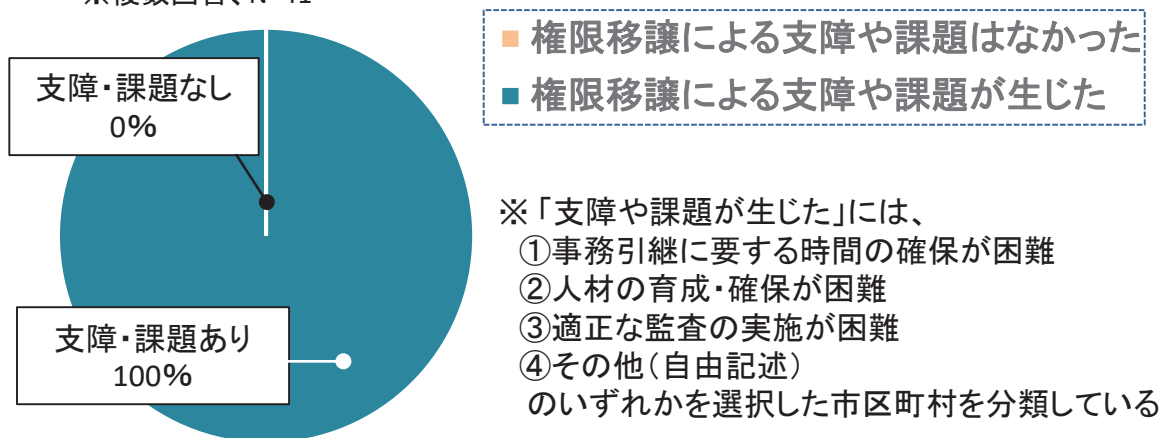


【④その他(自由記述)での意見】

- ・ 指定障害児通所支援事業者の指定に関する事務が移管されたことにより、指定事業所との距離感が縮まるとともに、各事業所についての状況把握がしやすくなったことにより、より正確に、迅速に指定業務を行うことができるようになった。

○ 権限移譲によって生じた支障や課題の有無

※複数回答、N=41

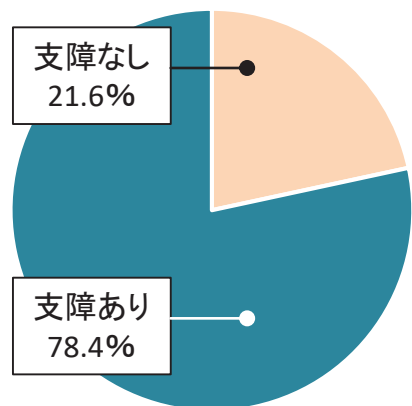


【④その他(自由記述)での意見】

- ・ 事務量増加に伴う人員の確保が困難。
- ・ 県内各市町村に支店を持つ法人の代表者の変更に関する届出等を市が行っている場合は、支店のあるすべての市に届出する必要があり、無駄と感じる。

指定権限等の移譲に関するアンケート調査結果 ＜都道府県①＞

1) 現在、都道府県の事務に生じている支障（※複数回答、N=37）



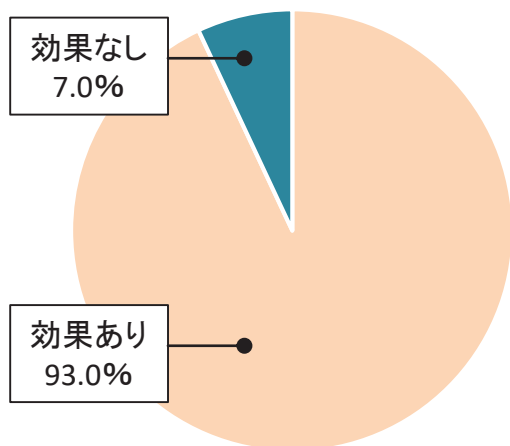
- 現在、事務に支障は生じていない
- 現在、事務に支障が生じている

※「事務に支障が生じている」には、
 ①支援内容の質が確保されているか把握できない
 ②介護給付費等の支給が適正か把握できない
 ③事務が煩雑である
 ④その他（自由記述）
 のいずれかを選択した都道府県を分類している

【④その他（自由記述）での意見】

- ・ 介護給付費の支払いについて、請求の審査結果が国保連から県へ直接の情報提供がなく、審査結果の誤りについて直接把握できない。また、指定等に係る届出と請求の整合性について直接把握できない。そのため、介護給付費の支給誤りが発生する可能性がある。
- ・ 市町村からは、都道府県による事業者の指定が行われるまで、当該事業所について確認できないケースがあると聞いている。

2) 権限移譲により想定される効果の有無（※複数回答、N=43）



- 権限移譲により一定の効果が想定される
- 権限移譲による効果は想定されない

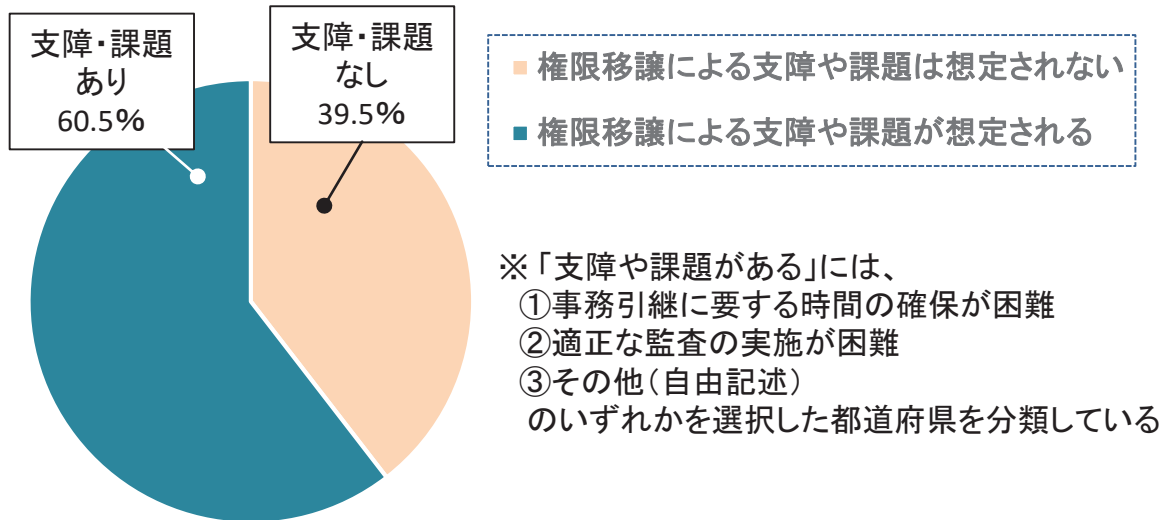
※「一定の効果がある」には、
 ①支援内容の質の確保
 ②介護給付費等の支給の適正化
 ③事務の効率化
 ④その他（自由記述）
 のいずれかを選択した都道府県を分類している

【④その他（自由記述）での意見】

- ・ 地域住民の利用見込量に合わせた指定が可能となり、市町村の障害福祉計画に沿った支援の提供が期待できる。
- ・ 社会資源の掘り起こしや課題について、市町村及び地域自立支援協議会等において一元的な把握や解決が期待できる。
- ・ 指定等に係る事務の権限と介護給付費等の支払い等の事務の権限の主体が同一であることにより、指定内容・給付費の支払い状況に修正が生じた場合の一体的な対応が可能になる。

指定権限等の移譲に関するアンケート調査結果 ＜都道府県②＞

3) 権限移譲により想定される、市区町村の事務処理上の 支障や課題 (※複数回答、N=43)



【③その他(自由記述)での意見】

- ・ 都道府県障害福祉計画で定めるサービス供給量と、市町村の事業書指定との管理・調整を行う仕組みが必要となる。
- ・ 市町村によって、指定施設・事業所数が大きく異なるため、事業所等が少ない市町村では、立入検査等事務のノウハウの蓄積に課題がある。

対応の方向性

【調査結果の概要】

- 条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けていない市区町村においては、支援内容の質の確保や介護給付費等の支給の適正化等、権限移譲による改善が期待できると回答したのは26%だった一方、事務の権限の主体が異なる現状でも特に支障はなく、かつ、権限移譲による効果も想定されないと回答したのは68%(=883/1300自治体)だった。
- また、指定権限等の移譲を受けていない市区町村のうち、権限移譲による支障や課題は想定されないと回答したのは2%だった一方、事務量の増加やノウハウの不足等、権限移譲による支障や課題が想定されると回答したのは98%だった。
- なお、既に指定権限等の移譲を受けている中核市(※)及び条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けている市区町村においては、移譲されたいずれかの権限等について、支援内容の質の確保や介護給付費等の支給の適正化等、権限移譲による一定の効果があったと回答したのは、中核市では100%だった一方、条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けている市区町村では52.5%だった。
※ 平成31年4月より、業務管理体制の整備等の事務の権限を都道府県知事から中核市の市長に移譲している。
- また、移譲されたいずれかの権限等について、事務量の増加やノウハウの不足等、権限移譲による支障や課題が生じていると回答したのは、中核市では92.3%だった一方、条例による事務処理特例制度によって指定権限等の移譲を受けている市区町村では100%だった。
- なお、都道府県の回答では、権限移譲した場合の効果や支障の両面が想定されるとの指摘があった。
その他、一部の都道府県においては、事業者の指定の際に市区町村に事前確認をする等、都道府県と市区町村の連携に際し工夫が行われている。



【対応の方向性】

- 上記のとおり、指定権限等の移譲の効果は限定的であると考えられることから、
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者の指定権限等を法改正により都道府県から市区町村へ移譲する対応は行わず、
 - ・ 条例によって個別に権限の移譲が可能であることや、調査結果で得られた都道府県と市区町村間の連携の好事例等を、自治体に対して周知するという方針で対応することとしてはどうか。